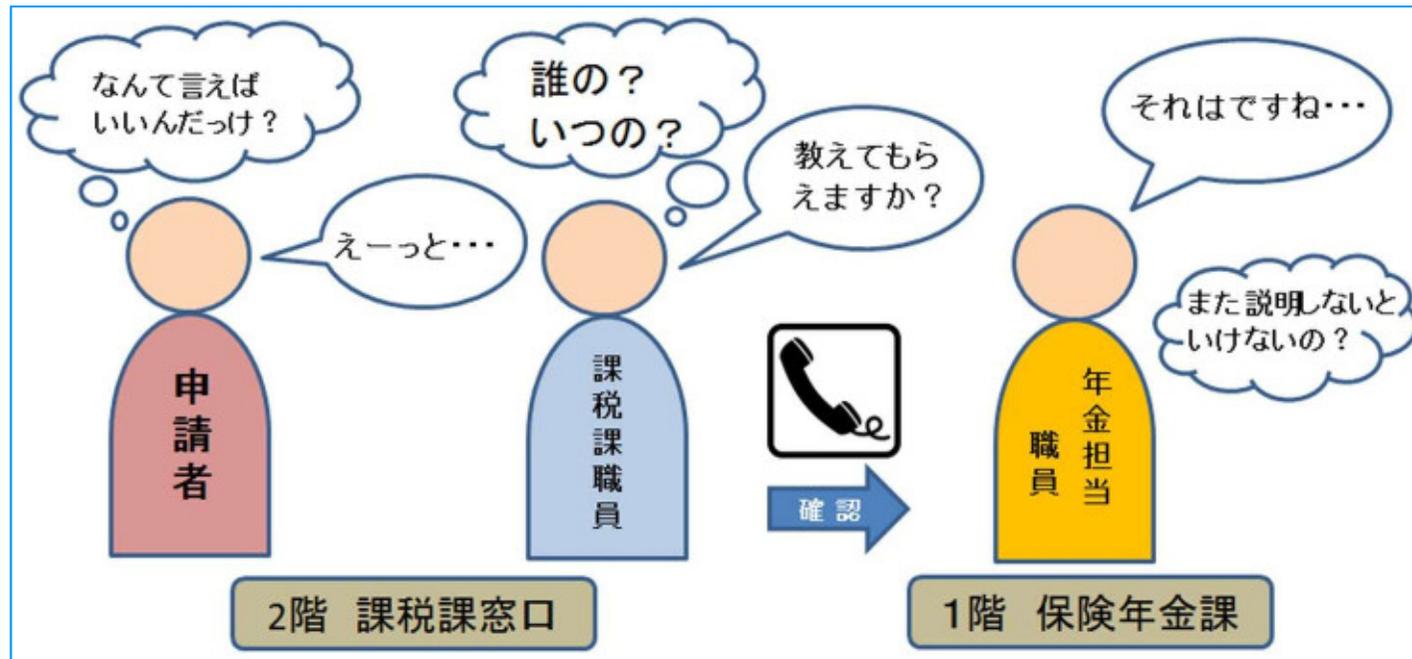


西区役所 保険年金課

～連絡票を使って税の申告案内をわかりやすく～

- 年金の手続きでは申請内容によって、「申請者本人・配偶者・世帯主」の「申請年度の前年中の所得」の情報が必要になります。（年金保険料の免除申請は2年1か月さかのぼって出来ます。）
- 所得申告がされていない方には、2階の課税課で申告をしてから再度1階の保険年金課に戻っていただくように口頭で案内していましたが、課税課の窓口ではこんな場面が・・・



- 申請者が誰のいつの年分の申告をすればよいかうまく説明出来ない。
- 課税課から保険年金課へ電話確認しなければならない。
- 年金担当職員は同じ説明をしなければならない。

そこで、連絡票を作って申請者に渡して案内しました。

①他の区役所で使用していた様式を提供してもらい、課税課の協力のもと、記入項目を簡素化して連絡票を作成しました。

②そして、保険年金課から課税課に案内する時に申請者にこの連絡票を渡しました。



カイゼン後は



2階 21番窓口	
課税課 市民税担当者あて	
加加氏名	生年月日
	S H . .
平成 年度（平成 年分）の申告受付をお願いいたします。	
お手数ですが、申告後に受付印のある控えをお渡しいただき、保険年金課年金係へご案内下さい。	
その他連絡事項	
1階13-3窓口 保険年金課年金係 内線7377・7378 担当	

申請者	説明の負担が軽くなった。
課税課職員	誰のいつの年分の受付をすればよいかわかりやすくなった。
年金担当職員	課税課からの確認の電話がなくなり説明の手間がかからなくなった。

カイゼンの効果が広がっています。



西区支援課でも同様の連絡票を使い始めました！

結果的に受付時間全体の短縮につながりました。😊